

平成28年11月10日

陳情第87号

人間らしい生活の保障を求める意見書の採択を求める陳情

## 人間らしい生活の保障を求める意見書の採択を求める陳情

### 【陳情趣旨】

2013年から2015年にかけて3度にわたり平均6.5%、最高10%生活保護基準費が切り下げられました。同時に冬季加算、年末一時扶助費も切り下げられ、生活保護利用者は、非常に厳しい生活に追い込まれています。とりわけ、子どものいる世帯への切り下げ巾が大きくその影響は深刻なものになっています。

「食費しか切り詰めるものはない」と1日3食を2食に減らしたり、入浴回数を減らし、洗濯機を使わず手洗いですますという話も聞こえています。特に、このところの異常気象により、夏、冬の暑さや寒さは我慢しがたいものがあります。「熱中症」になり命にかかわる事態もおこっていますが、エアコンは電気代が高つくので使えない、使っても短時間で我慢するというのが生活保護利用者の共通した声です。

また、人とのつきあいはお金がかかることから極端に制限されています。社会の情報からも取り残されがちです。今では誰もが保有しているテレビも一次扶助の対象になっておらず制度が現状に照らして非常に遅れた状態のままになっています。

生活保護利用者の方々が「私たちには、憲法25条は関係ないのか、同じ国民なのに」と訴えていますが、国は、人間らしい生活を国民すべてに保障すべきです。

ところが、厚労省は、母子加算の見直しや13項目にわたる扶助、加算、新たに入院患者日用品費、障害者加算の見直しを始めています。基準費引き下げで一番影響を受けている子どものいる世帯への影響の検討もなく、「削減ありき」で、またまた、最底辺の弱者に大ナタを振るおうとしています。

生活保護費の引き下げは、生活保護受給者だけの問題に止まらず、様々な制度に関わっていることから国民生活全体を引き下げることにつながります。

つきましては、下記の点について国へ意見書を提出していただきたく陳情するものです。

### 【陳情項目】

- 一、テレビの設置については、一時扶助の項目に入れてください。
- 二、生活保護利用者援護のため、夏季、年末の福祉手当を国の制度として創設して下さい。
- 三、母子加算をはじめとする加算、扶助費等の見直しをやめ、生活保護基準費を削減前に戻してください。

平成28年11月10日

小田原市議会議長  
武松 忠 様

提出者

川崎市川崎区日進町34-30  
神奈川県生活と健康を守る会連合会  
会長 市木 眞二 ㊞